2020年3月27日

制定

学校法人追手門学院内部監査規程第3条第1項の規定に基づき、学院の教育活動の全般 (以下「教学」という。)の業務監査(以下「教学監査」という。)に関する事項を次のように定める。

(教学監査の目的)

第1条 教学監査とは、内部質保証システム(自己点検・評価マネジメントシステムを含む)の観点から、教学業務がマネジメントシステムとして構築され、正確性、合規性、効率性、経済性、有効性等システム的に担保する内部統制機能がそのシステムに組み込まれているかを検証するとともに、その適正な運用によって、教学諸活動の質が保証されているかを検証することをいう。これにより、教育研究が円滑に行われ、学生・生徒・児童・園児の成長と社会貢献に寄与し、建学の精神に整合する使命の達成を通じた学院の価値向上と継続的発展の実現を支援することを目的とする。

(教学監査の範囲)

- 第2条 教学監査は、教学運営業務並びに教学管理業務を含むすべての教学に関するマネジ メントシステムを対象とする。ただし、個々の教育研究の内容については対象外とする。 (教学監査の機能)
- 第3条 教学監査は、次に掲げる事項が、学院の組織別、あるいは目的別に機能しているか を確認する。
 - (1) 教学に関するマネジメントシステムが目的達成のために組織全体として適切に整備・運用されていること。
 - (2) 個々の組織が有機的に連携し、それぞれの役割機能を果たしていること。 (教学監査の手順)
- 第4条 教学監査は、次の手順で実施する。
 - (1) 対象組織及び対象業務の特定
 - (2) 対象業務マネジメントフローとアウトプットの入手
 - (3) 内部統制機能の確認と検証
 - (4) 他部門・他部署との関連の把握
 - (5) 教学に関するマネジメントシステムの評価
 - (6) 監査結果報告書の作成

(教学監査の組織)

- 第5条 教学監査は、内部監査室が行う。
- 2 前項にかかわらず、前項に定める組織以外の組織が教学監査を行う場合、当該組織は、 教学に関するマネジメントシステムから独立したものでなければならない。また、教学に 関するマネジメントシステムの外部から監査を行うことが担保されてなければならない。 なお、教学監査の対象となる自己点検・評価及び第三者評価業務に関与した教職員は、当 該教学監査を行うことはできない。

(基準の改廃)

第6条 この基準の改廃は、常任理事会が行う。

附則

この基準は、2020年4月1日から施行する。